

## 統計研修講義計画書

研修課程	本科（総合課程）	講義科目	統計法規	講義時間	3コマ
講師	河野 好行 総務省統計研究研修所 教授				

※1コマ70分

### 講義のねらい

公的統計の作成も、他の行政行為と同様に、独断で作成することは禁止され、法律を守って作成が許される「法律による行政の原理」が貫徹しています。すなわち公的統計は、調査票情報の収集から調査結果の利用・提供までの全工程において、統計法に基づいて行わなければなりません。いわば統計法は、公的統計の作成・提供の基本的なルールを定めたものと言えます。本課程では、公的統計の役割、統計の作成、統計調査の実施、調査票情報の利用・提供及び保護などに関する統計法の諸規定の基礎知識を取得することを目標としています。

### 指導項目と内容

指導項目	内 容
統計制度の変遷	統計制度と統計法令の変遷
公的統計の法体系	公的統計の法令体系
統計法の構成	統計法の構成
統計法の主な規定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的、定義、理念</li> <li>・ 統計の整備と基本計画</li> <li>・ 基幹統計、基幹統計調査</li> <li>・ 一般統計調査</li> <li>・ 地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査</li> <li>・ 統計調査の実施手続き</li> <li>・ 社会の情報基盤としての調査票情報の利用・提供</li> <li>・ 調査票情報の保護</li> <li>・ 統計委員会の役割</li> <li>・ 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外</li> <li>・ 罰則</li> </ul>
その他	統計法の運用のためのガイドラインなど

講義形態 指導方法	配布資料（パワーポイント資料）に基づく講義
受講に必要な 基礎知識等	特になし